

## 山の根3丁目149-5他での開発計画に関して

## 周辺住民の安心・安全を守るための陳情

逗子市議会議員 眞下政次殿

2012年8月28日

山の根3-15-27

仲西恒雄 

これまで5回にわたり提出されました、「山の根3丁目149-5他での開発に関する陳情」では、過半、多数議員の皆様のご了承を賜り、誠にありがとうございました。

また、2度にわたる「所管事務調査」等を通じ、前例のないダブルの「氏名公表看板」が立ちながら、なぜ無法な開発が放置され続けているのか、だいぶ理解が及ぶようになりました。

建築の使用が制限され1年8カ月経った状況で、事業主が市を相手取り起こしていた裁判に関し、事業主は上告をあきらめ、地方裁判所での事業主敗訴の判決が確定したと聞きました。貴議会と市の毅然とした対処に心から感謝いたしております。事業主はこの開発に関連した他の裁判も起こしているようですが、これら状況の下、放置された崖地や建築の今後にどのような影響が考えられるのでしょうか。

また住民側では、自らが事業主に訴えられる、いわば「口封じ訴訟」に巻き込まれた際にも対処できるよう地域の連帯を図っています。米国カルフォルニア州などでは、このような「口封じ訴訟」を受けた住民に対し、公に対処していただける制度があるようですが、逗子市は充分とは言えません。

市民の健全な暮らしと安心安全のため、また、当該開発の無法なやり口を悪しき開発スキルとして以後に決して残さぬよう、貴議会におかれましては、あらゆる手段を講じていただきたく、以下の毅然とした対処をあらゆる諸機関へ促して頂きたく、陳情申し上げます。

- ① 当該開発に関するの現状、及びこれまでに事業主が提出してきた公的文書等への疑義について、関係諸機関の間で引き続き検討、共有し、それらを随時市民にも公開すること。
- ② 先行した林道事業への事業主の関与が明らかになった（一体的な開發行爲）以上、開発面積等の申請に虚偽がないかを再検証の上、改めて「宅造法」「まちづくり条例」他の厳格な運用を行うこと。
- ③ 当該開発により生じた崖面の早急な安全・復旧対策を、再度事業主に命じること。また、その実施措置がとられるまで、関連敷地に関わる開発・建築関連窓口を当面凍結すること。
- ④ 複数の近接住民に対して事業主より文書が出され、それが当該住民たちを悩ませている。行政の専門的知見により十分なサポートを行うこと。

以上

